

時差出勤勤務に関する県市対比表

	三重県	桑名市
要綱 施行日	平成28年6月28日施行 平成29年5月22日改正	平成29年7月25日施行
実施に至るまで	職員アンケートを踏まえ、全庁的に実施	働き方改革におけるモデル4課で試行
期間（平成29年度）	6月1日～9月30日	7月25日～3月31日
対象外者	所属長 育児短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 非常勤職員 臨時的任用職員 特別職職員	育児介護等による短時間勤務職員 再任用短時間勤務職員 非常勤職員 臨時的任用職員 特別職職員
勤務時間（休憩時間）	次のうちいずれか （1）午前7時30分から午後0時まで 及び午後1時から午後4時15分まで （午後0時から午後1時まで） （2）午前9時30分から午後0時まで 及び午後1時から午後6時15分まで （午後0時から午後1時まで）	
請求手続	時差出勤勤務の請求は、1日単位。 職員が時差出勤勤務の請求を行うときは、時差出勤勤務開始日の原則として1週間前までに承認を得る。	
事由	（私生活の充実）	次のうちいずれか ア 育児 イ 通院通所介護（付添含む。） ウ 社会貢献活動（ボランティア等） エ 地域（自治会等）活動等 オ 市職員としての知識、技術及び技能の修得又は向上のため カ その他（内容記載）